

## 元号選定手続検討会議の開催について

〔平成31年2月7日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

- 1 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）第2条の規定による皇位の継承に伴う改元に向けた手続等を検討するため、元号選定手続検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
  - 議長 内閣官房長官
  - 議員 内閣官房副長官（政務）  
内閣官房副長官（事務）  
内閣官房副長官補（内政担当）  
内閣法制局長官  
内閣府事務次官
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の庶務は、内閣府その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項については、議長が定める。